

令和6年度 高知県における農地中間管理事業に対する評価と意見

高知県農地中間管理事業評価委員会

1 農地中間管理事業評価の視点

高知県は急峻な山岳地形が大部分を占め、中山間地域はもちろん平坦地においても耕地の生産環境条件整備が立ち遅れており、農業経営体の経営耕地面積規模も全国と比較して小さい。こうしたなか、高知県では施設園芸を中心とする園芸農業により、土地生産性の高い農業展開してきたが、特に中山間地域を中心として土地利用型農業の担い手不足が進み、耕作放棄地が拡大している。

このような高知県農業の特質は、農地中間管理事業により担い手への農地利用集積を進め、農業構造改善を図る上で大きな制約となっている。

こうした状況を踏まえて、本評価委員会では、農地中間管理事業の実施体制や数値実績とともに、将来の地域農業構造改善につながる農地中間管理機構（以下、「機構」という）の活動の次の諸効果についても、幅広く事業評価の対象とすることとした。

○事業を通した地域農業の担い手確保・育成への貢献

○事業を通した農地の基盤整備（生産環境条件改善）への貢献

○事業を通した地域における効率的な農地管理体制整備への貢献 等

そのため、次の9項目を事業の評価項目として設定する。

1) 事業数値実績、2) 組織推進体制、3) 事業推進活動、4) 事業財務管理、5) 関係機関等との連携、6) 農地基盤整備事業推進への貢献、7) 「地域計画」策定への貢献、8) 担い手確保・育成への貢献、9) 遊休農地解消への貢献

2 評価及び意見

評価9項目ごとに、実績、委員の評価、委員の意見を整理して、別表に示す。機構には別表の評価項目毎の意見を踏まえて、引き続き担い手への農地利用集積及び面的集約を中心となって推進し、農地資源の効率的利用と次世代への継承に向けて成果を上げていただきたい。

令和6年度 農地中間管理事業評価及び意見

高知県農地中間管理事業評価委員会

評価項目と実績	委員評価値				具体的な取組への意見
	A	B	C	D	
1 事業数値実績について ・事業計画目標300ha（達成率52.2%） 借入 156.8ha（前年度 97.7ha、ストック 986.1ha） 貸付 157.3ha（前年度 100.9ha、ストック 927.8ha）		1	2		・林野率が84%と高く圃場整備率が約5割程度で優良農地が少ないなか、前年度より大幅に借入・貸付実績は増加したものの、事業計画目標300haとはまだ差がある。今後は地域計画に基づき地域の農業構造改善に繋がる事業展開をより進めていくこと。
2 組織推進体制について ・本部スタッフ13名、推進支援員（相談員）13名、計26名体制で事業実施。前年度の支援員12名から1名増員を行い体制強化を図り事業を推進した。	2	1			・現場の相談員を前年度から1名増員し、体制強化を図ったことは一定評価できる。 ・推進体制については、改正法が令和7年4月から本格施行され業務量の増加が見込まれるため、中長期的な人員体制計画に基づき、プロパー職員の新規雇用やスタッフ・推進支援員の交代も視野に入れた人員確保を進めていく必要がある。 ・推進支援員、農地活用サポーターについては、その活動の重要性に鑑み、今後も適正な配置を行い事業推進を図ること。
3 事業推進活動について ・農地中間管理事業（以下「機構事業」という）の周知・PR活動に関しては、現地での推進支援員によるマッチング活動を通して、受け手側の機構事業への認知度は高まってきたが、出し手側の認知度がまだ不十分である。 ・令和7年度から利用権の設定が機構に統合一本化されることについてPRチラシを作成し、J A広報誌への折込、市町村、農産物直販所、推進支援員等を通して、農家をはじめとする関係者に57千部配布し、周知を図った。		3			・推進支援員が行っているきめ細かなマッチング活動は、出し手・受け手への機構事業の周知をはじめ事業推進上の問題把握・課題解決において重要であり、今後も継続的な活動強化が望まれる。 ・令和7年度からの利用権設定の統合一本化に対する、周知のPRチラシの配布は機構事業の認知度向上に一定の効果があったと考えられる。今後は不十分である出し手側の認知度を高める方策も講じながら、地域計画・目標地図の実現を機構事業により適切にサポートし、各地域における農業構造改善・農地利用の高度化に資すること。
4 事業財務管理について ・毎年出し手・受け手の契約件数が増加する中、受け手のリタイヤや規模縮小、出し手の逝去により、賃借料未収・未払が発生し、債権・債務の管理を適正に行ってきたが、事業開始して初めて長期未収金が2件・未払いが1件発生した。こうした未収金対策として、契約の手法を出し手・受け手が直接賃料の授受ができる「賃料直接支払方式」による契約手法を講じた。		2	1		・毎年出し手・受け手の契約件数が増加し、賃借料の収受の対応に苦慮しているなか、債権・債務の管理について適正な会計処理がなされており、過去の長期未収金の回収における機構職員の地道な戸別対応は評価できる。 ・また、今回初めて賃借料の長期未収金が発生したが、受け手の離農に起因するものであり、諸事問題は多いが機構職員の根気強い対応に期待したい。 ・今後の長期未収金発生抑制や対象農地の原状回復の履行等の対策に関して、他県等の動向もみながら検討していくこと。
5 関係機関等との連携強化について ・法改正による利用権設定の統合一本化に伴う事務のスキーム及び窓口対応について市町村・農業委員会と意見交換会を行い、スケジュール・フロー、書類の整備を行った。	1	2			・法改正により、機構事業の制度設計が大幅に変更となり、新たな仕組み作りを市町村・農業委員会の意見を踏まえ、事務のスキームを一から見直したことは評価できる。 ・取扱い面積が膨大な量となることが見込まれることから、市町村・農業委員会との連携を密にして農地の情報共有を図り、効率的に進めていただきたい。
6 農地基盤整備事業推進への貢献 ・県産業振興計画の重点施策に位置づけられた地区の優良農地の確保に向けて、計画段階から地域へ入り、重点的に取組みを行った。 ・令和7年度に農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）の計画策定を予定している地域の合意形成に向け、市町村、関係機関と連携を図り取組んだ。		3			・基盤整備は、農業者（受け手）の減少や高齢化の進行等に伴い増加する耕作放棄地の解消と抑制の有効手段であり、農業構造の変化に対応し多面的機能を維持・発揮させるためにも大変重要な施策である。今後とも優良農地の確保に向けて事業に取組むこと。 ・事業規模が小さくても地元農家負担ゼロの機構関連事業は、特に中山間地域における有効な基盤整備事業であり、県、市町村、土地改良区等の関係機関と連携を密にして、地域活力の低下が著しい地域における早期事業実施に向けた取り組みを強化していただきたい。
7 「地域計画」策定への貢献 「地域計画」策定に関する県域、市町村の各段階の連絡会議に参画し情報共有を図るとともに、地区・集落の各段階での話合いの場において計画策定を支援した。 ・県域1回、広域6回、市町村3回、地区座談会56回の会合に参画。計66回、地区箇所数56箇所	1	2			・地域計画の策定に向けた関係機関と連携した活動は一定評価できる。 ・県内に地域計画が253地区策定されたが、まだ目標地図に位置付けされていない農地（白地）があることから、農業を担う者への位置付けについて市町村と連携し地域計画の醸成支援を引き続き継続していくこと。
8 担い手確保・育成（新規就農・企業参入等）への貢献 ・新規就農者への経営初期の負担軽減を図ることを目的とした、賃借料の2分の1助成を行った。10.9ha、44件、2,439千円 ・企業参入については2社が参入。1社は次世代施設園芸団地で施設園芸での参入。1社は農地耕作条件改善事業実施地区に町外から高収益作物での参入。機構スタッフが地域の合意形成に初期段階から参画し市町村と連携し貸付ができた。	2	1			・新規就農者の早期経営安定化を目的とした賃借料の2分の1助成は、高地代である施設園芸に取り組む新規就農者割合の高い本県においては重要である。今後も新規就農者への支援に取組むこと。 ・次世代施設園芸団地整備での企業参入、農地耕作条件改善事業で優良農地を確保し新たな企業に集積が図られたことについて、市町村関係機関と連携しスキームの確認、調整が図られている。担い手が不足する地域での企業の参入は地域の活性化に寄与することから、今後も関係機関と連携し企業が円滑に農業参入できるよう進めていくこと。
9 遊休農地解消への貢献 ・令和5年度に引き続き、県の補助事業を活用し遊休農地に放置された老朽ハウスの撤去を市町村と連携して行い、担い手1名への貸付ができた。	1	2			・施設園芸適地が少ないなか、遊休農地解消事業による老朽ハウスの撤去・園芸用地の担い手への集積は園芸産地振興を考えるうえで重要な取組であり、昨年に引き続き今年度も担い手への貸付ができたことは評価できる。今後とも農地資源の利活用として市町村と連携し事業を進めていただきたい。
★ 総合評価・意見		3			・本県は、平坦地が少なく中山間地域がほとんどである条件下において、前年度を上回る集積面積の実績を上げた機構の取組は一定評価できる。 ・地域計画の実現に向け、引き続き機構事業の推進を図ることが重要である。引き続き市町村、関係機関と連携し事業推進に取組んでいただきたい。 ・令和7年度は、機構事業の取扱量の増加が見込まれることから、業務に対応する体制整備が必要不可欠である。職員の継続的な雇用を確保するため、予算措置の確保を国、県に強く要請していただきたい。 ・令和7年度の事業推進については、評価項目1～9を踏まえて、担い手への集積、集約を推進し、農地の資源の効率的利用と次世代への継承に向けて取組み、成果を上げていただきたい。

評価の基準はA：適正・良好 B：ほぼ適正・順調 C：取組強化 D：不十分・改善、評価委員3名の評価人数を記載